平成２１年（フ）第１９６号
山梨県甲府市里吉２丁目３番11―379号
債務者　佐々木ラチエルこと　ＣＯＲＡＺＯＮ　ＲＡＣＨＥＬ　ＭＡＬＵＢＡＹ
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２００号
山梨県中巨摩郡昭和町河東中島278番地３
債務者　金丸富士子
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２０４号
山梨県甲斐市玉川1515番地１　ハイツ杉山102号
債務者　野田　　誠
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１０号
山梨県甲斐市西八幡4395番地55
債務者　矢笠　英治
１　決定年月日時　平成21年６月24日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４０号
岐阜市諏訪山１丁目15番２号
債務者　栂野　勝廣
１　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１２２９号
名古屋市中村区大秋町１丁目15番地　第３三鈴ビル203号
債務者　千田まり子（旧姓稲垣）
１　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４５１号
名古屋市天白区平針４丁目1815番地　メゾンビアンカ202号
債務者　宮城　　浩
１　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６２６号
愛知県春日井市岩成台４丁目５番地１　シャルマン千草Ｂ103号
債務者　米川　三男
１　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３９３号
兵庫県神崎郡福崎町西田原111番地
債務者　牛尾佳代子
１　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２０年（フ）第３９４号
兵庫県姫路市夢前町前之庄1199番地３
債務者　石井　仁美
１　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２１８号
兵庫県神崎郡福崎町高岡915番地、従前の住所大阪府大阪市東住吉区公園南矢田４丁目10番20号　第二八坂マンション302号
債務者　大西　麻里
１　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３１８号
兵庫県姫路市飾磨区阿成中垣内12番地
債務者　関　　寿利
１　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３３３号
兵庫県姫路市西庄甲177番地１　県住１―35
債務者　下島　健司
１　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３３６号
兵庫県姫路市網干区和久146番地１
債務者　久保田年皇
１　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３５４号
兵庫県姫路市城見台４丁目５番地８
債務者　政次　　亮
１　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３５５号
兵庫県高砂市松陽１丁目10番23―203号
債務者　寺田　秀明
１　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３７３号
兵庫県高砂市阿弥陀町北池91番地
債務者　石田　佳奈
１　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２８６号
広島市安佐北区亀山南５丁目13番20号
債務者　長田　紀代
１　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで　広島地方裁判所民事第４部